破産手続に関するQ&A

1　破産手続全般

Q1　ガイアファンディング株式会社(以下「破産会社」といいます。)はいつ破産したのでしょうか。

A1　令和８年１０月１４日午後５時に、東京地方裁判所により破産手続開始決定を受けました。

Q2　事件番号を教えてください。

A2　東京地方裁判所令和８年（フ）第５３７３号です。

Q3　破産手続とはどのような手続ですか。

A3　支払不能又は債務超過により破産申立てに至った破産会社について、裁判所から選任された破産管財人が、公正・中立な立場において、破産会社の持っている財産を換価・処分・回収し、集めたお金を債権を届け出た債権者に配当する手続です。

Q4　破産管財人はどういう立場の人で、破産の手続では何をするのですか。

A4　破産管財人は、裁判所から選任された破産会社の財産を管理する弁護士です。
破産管財人には、これまで破産会社(債務者)と利害関係のない第三者の弁護士が選任され、公正・中立な立場で破産管財業務を遂行します。
破産管財業務には、破産会社の財産(破産財団)の占有・管理、破産財団の調査、破産財団の換価、契約関係の処理、訴訟関係の処理、経理関係の処理・税金の報告、債権者集会での報告等があります。
破産管財人は、破産会社の財産(破産財団)を調査し、換価・回収して、破産管財業務に必要な費用や租税などの優先的な債権を支払った後、債権者に配るべきお金があれば、債権額に応じて平等に分配(配当)します。

Q5　破産管財人は誰でしょうか。破産管財人の連絡先を教えてください。

A5　TMI 総合法律事務所の波里好彦弁護士です。
ご連絡・お問い合せは末尾の【お問い合わせ先】までお願いいたします。【お問い合わせ先】以外へのお問い合わせには対応できかねますことをご了承ください。
なお、投資家の皆様に共通のご不明点等に関しましては、破産会社のホームページ上の My Page「破産管財人からのお知らせ」に掲載する方法にて適宜ご案内し、個別の回答は差し控えさせていただきますことをご了承ください。また、お問い合わせいただく前には、一度 My Page「破産管財人からのお知らせ」をご確認くださいますようお願いいたします。

Q6　破産手続において、裁判所や破産管財人から書面が届くことはありますか。

A6　破産会社のホームページ上の My Page「破産管財人からのお知らせ」にて PDF の形式でご案内させていただく予定ですので、今のところ裁判所や破産管財人から投資家の皆様に書面をお送りする予定はございません。

2　配当に関して

Q7　出資者(投資家)ですが、配当を受けられますか。すぐ返してもらいたいです。

A7　破産手続においては、破産管財人が破産会社の全財産を換価・回収し、回収した財産をもって、破産法上の債権の優先順位に従い、債権者の皆様に平等に配当を行うことになります。破産手続に要した費用や税金等優先的に支払われるべきものを除き、投資家の皆様に配当できるお金ができるか、現時点で不明のため、一部の方だけにお支払いするということはできません。
なお、投資家の皆様の債権の存否、額及び内容等につきましては現在調査中です。

Q8　出資者(投資家)ですが、配当を受けるために必要な手続はありますか。

A8　上記 Q7 の通り、現時点で配当できるか否か不明であるため、投資家の皆様からの債権届出書の提出は留保させていただく取扱いとなっています。そのため、現時点では、配当を受けるための手続(債権届出)は不要です。
破産管財人による今後の調査の結果、配当可能性があると見込まれる場合には、改めて、My Page「破産管財人からのお知らせ」上にてお知らせするとともに、債権者の皆様に、債権届出書類一式を PDF の形式でご案内させていただきますので、配当をご希望される場合には、債権届出書をご提出いただく必要があります。

Q9　どのように破産会社の財産を換価・回収するのですか。投資家への配当原資は確保できますか。

A9　現時点において判明している破産会社の主な財産は、その子会社である Gaiafunding Cayman Limited（ケイマン諸島）に対する貸付金債権であると考えられるため、今後、破産管財人において同社からの債権回収を試みることになります。
その結果、投資家の皆様等への配当原資を確保できるかは現時点で不明であるため、今後、破産管財人にて調査を進め、進捗がありましたら、適宜、破産会社のホームページ上でご報告する予定です。

Q10　既存ファンドの取扱いはどうなりますか。出資したファンドによって配当等の取扱いは変わりますか。

A10　破産会社の破産手続開始決定により、投資家の皆様と破産会社との間の匿名組合契約は当然に終了し、破産会社に残された財産を破産法上の債権の優先順位に従い、債権者の皆様に平等に分配することになる予定です。
したがいまして、出資したファンドによって配当等における取扱いが変わることは無く、債権額に応じた平等な分配が行われます。

3　その他

Q11　破産会社に届け出ている住所、連絡先が変更になったので、変更の届出をしたいのですが、どうすればよいですか。

A11　お手数ですが、ご本人確認の必要がございますので、ご自身で破産会社のホームページ上の My Page から会員情報変更の手続を行っていただくようお願いいたします。

Q12 破産管財人からの連絡や破産手続に関する郵便物を一切送付しないで欲しいです。

A12 破産管財人から投資家の皆様へ郵便物を送付する予定は今のところございません。破産管財人から投資家の皆様へのご連絡は、原則として、破産会社のホームページ上の My Page「破産管財人からのお知らせ」に掲載する方法にて行う予定です。

Q13 私にだけ優先的に出資したお金を返してもらえる、一定費用を払えば出資金の全額が戻ってくるといったことはありますか。

A13 法律が定める優先的な権利をお持ちでない限り、一部の投資家の方にだけ優先的に配当を行うといったことはありません。また、投資家の皆様が破産会社に債務を負っていない限り、破産管財人から投資家の皆様に金銭を請求することはありません。

【お問い合わせ先】

Mail: gaiafunding@tmi.gr.jp

※債権者が多数のため、いただいたお問い合わせに対する回答が遅れる場合があります。まずは、破産会社のホームページ上の My Page「破産管財人からのお知らせ」をご覧いただきますようお願い申し上げます。